公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会 入会登録認定細則

第1条(総則)

本細則は、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会入会登録規程第5条に基づき、公益財団法人三重県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会(以下「本協議会」という。)が実施する入会登録認定に関することについて定める。

第2条(登録認定リストの作成)

本協議会は、入会登録審査細則に定める審査委員会から提出を受けた入会登録審査結果・入会登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて本協議会登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。

第3条(登録認定リストの提出)

本協議会は、前条で作成した登録認定リストを登録前年度の2月末日までに、総合型 地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。

ただし、全国協議会への提出は正会員の総合型地域スポーツクラブ (以下「総合型クラブ」という。)のみとする。

第4条(登録料の収受及び認定証)

本協議会は、前条に基づき提出した登録認定リストの登録が完了した旨の通知を全国協議会から受理後、登録クラブへ認定された旨の通知を行う。

なお、認定証については、全国協議会により発行され次第正会員クラブへ送付する。

2 本協議会は、前項により認定証を発行した総合型クラブ分の登録料(全国協議会が 定める登録料)を登録年度の5月末日までに全国協議会へ納付する。

第5条(改定)

・本細則は、本協議会役員会の議決により変更することができる。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和5年3月末日までの間は、 全国協議会登録認定細則に基づき、登録認定リストに記載された総合型クラブを予備登 録として取り扱うことから、第4条第1項に定める認定証について、その名称を予備登 録証に替えるものとする。
- 2 この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 3 この改正細則は、令和7年4月1日から施行する。